

☆ 勲章の歴史

・勲章の起源

叙勲制度も「勲等」そのものの制度は古い。文武天皇 大宝元年（701）の大宝律令によって定められた一つの恩賞階級で、勲功によって賜った。大宝律令には勲位と文位の二種あって、文位とは位階の別名のことで、勲位に対称する場合にのみ文位と称した。叙勲の次第は軍防令に規定されており、勲一等から勲十二等まであって、武勲文績のあった者に賜るばかりでなく、神社を崇び、孝悌、力田の行為者を賞する場合にも、この勲等が授けられた。

勲一等（正三位に相当）から勲六等（従五位）までを勅授。

勲七等（正六位に相当）から勲十二等（従八位）までを奏。

この勲等が、現行の勲等の起源であると、一般的に見なされている。勲位を授けたことは、元明天皇和銅六年（713）、隼人を征して功のあった將軍士卒1280余人に授けたことが記録されている。このほか大宝律令では、国家に勲功をたてた者に対し「田」を賜り、これを「功田」と称した。功田には四段階あって、大功は世々これを伝え、上功は三世伝え、中功は二世伝え、下功は子に伝えとある。

・わが国最初の勲章

わが国で一番古い勲章といえば、慶応3年(1867)の春に薩摩藩がパリの第5回万国博覧会で贈与した薩摩琉球国の勲章ということになっている。この博覧会には江戸幕府側も日本の権威を海外に宣揚するため、同年3月将軍慶喜の令弟徳川民部大輔^{あきたけ}昭武を将軍名代として派遣した。

これに対して、幕府と軋轢^{あつれき}のあった薩摩藩でも、代表を出して開会式の式典に参列させた。そして当日、ひそかにつくった美しい功牌(勲章)を、ナポレオン三世をはじめ政府要路の人びとに贈与した。それが意外にも好評を博し、貿易上にも新機軸を開いたので、幕府側は非常に狼狽したほどであったという。

この功牌がいわゆる「薩摩琉球国の勲章」と称され、わが勲章史上最古のものと伝えられている。星形は焼物で、中央の丸に十字は島津家の定紋で、その星の間に「薩摩琉球国」の五字を藍色で配し、朱色の綬をつけ、裏には「贈文官 兼武官」と刻んである。現在も鹿児島市磯庭園(旧島津家別邸)の尚古集成館に保存陳列されている。

薩摩藩のこうした勲章計画に先立って、幕府から初代の駐仏公使として派遣されていた向山隼人正栄五郎(号を黄村)はパリ外交界における勲章が、い

かに大きな価値と効果をもたらしているかを早くも痛感して、慶応3年3月に幕府に対し、次の建白書を送っていた。

西洋諸国ニオイテハ軍陣戦功ハモチロン、凡テノ功勞有之モノヲ賞シ候為メ、相与ヘ候功牌有之(メダイル又ハデコラシヨント唱ヘ候)候テ、金銀寶石ニテ製造イタシ衣領間ニ相懸ケ候モノ、右ハ聊ノ品ニハ候ヘドモ、其当人ニ取候テハ、無上ノ栄ニ相成、却テ千金ノ賞ヨリ重ク候趣ニ有之、右ハ全ク其ノ国限リノ義ニモ無之、他国帝王又ハ其臣民迄モ、功勞ノシルシトシテ差贈候風習ニテ(中略)、交際上第一ノ要義ニ相聞候。

さらに、この建白書に図案を添えて、製造方をフランスの職人に申し付けられたいと提言してあった。図案は旭日章の下に、昇り龍と降り龍が葵の紋を抱き合い、旭日と双龍は金色、葵は黒地に白、それに白と紫色の綬を配したすこぶる美しいものであったらしい。

そのころ、幕府陸軍は、十数名のフランス士官を招聘して、フランス式の調練を行なっていたが、この士官たちの胸間を飾っていた勲章が、当時の陸軍奉行松平縫殿頭のりたか乗謨の目にもとまった。西洋諸国に勲章のあることを知った縫殿頭は、種々調査研究させて、これを幕府に対して建白した。向山の建白に相前後してこれを受取った幕府でも、功牌の必要を

認め製作の議も起こったが、徳川幕府の崩壊、大政奉還などの歴史的転換期にあたり、実現を見るに至らなかった。

・勲章制度の創設

この勲章問題は、明治4年（1871）9月3日、維新の大業もなった新政府が左院に宣達して、栄典制度の研究がはじまった。

明治6年1月4日、左院の建議にもとづいて、政府は同年3月、二等議定官細川潤次郎以下五名の「メダル取調御用掛」を任命した。それ以来、この係は内外の資料を収集し、勲章制度の成案につとめた。取調御用掛の中には、前記松平のりたか乗謨が「大給恆おぎゆうゆづる」と改名し、三等議定官として参加している。（後、賞勲局総裁）

このような経緯ののち、現在の勲章制度が始まった。勲一等旭日大綬章を筆頭とする旭日章の制度が明治8年（1875）に、次いで大勲位菊花大綬章が同10年に生まれた。明治21年（1888）には大勲位菊花章頸飾、勲一等旭日桐花大綬章が設けられ、宝冠章（六等以下は同29年から）、瑞宝章の制も生まれるなど、徐々にその体系を整えた。

創設当時は、明治維新時の戦没者や、西南戦争の勲功者に対する論功行賞として叙勲が行われただけで、運用上の細則は決められていなかった。その後、

叙勲条例の制定と勲章の種類を増設によるその改正、および皇族叙勲内則や外国人叙勲内則などが定められて、今次戦争前まで実施された。なお、日清戦争などの論功行賞は、そのつど実施されていた。

栄典制度の意味

明治憲法では国家に勲績功勞ある者を褒章するため、「天皇は爵位勲章及び其の他の栄典を授与す」と規定して、栄典制度を確立していた。そして数十年間にわたり、授爵、位階、勲章などの栄典を運営してきた。

ところが敗戦によって、新憲法が制定され、その天皇の国事行為中に、単に「栄典を授与すること」とあるだけで、さらに「榮譽、勲章その他の栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する」という制度に変わった。これは、授爵すなわち華族制度の全廃と、さらに位階は、生存者に対する叙位を廃して、単に故人にのみ授与するという改革である。従って、現在の栄典制度は、勲章を中心に賜杯と褒章だけで、位階はあってなきにひとしく、極めて小規模な制度にすぎない。

今日、叙勲者には、憲法の「勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない」という精神の通り、特権も優遇もない。文化勲章受章者には、

特に陛下がお茶の会を催しになられる程度。勲一等以上の者も、新年祝賀の儀や皇室園遊会に必ず召されるという資格はない。ただ勲一等以上の受章者と文化勲章受章者の葬儀には、祭葬料^{さいし}として金一封を賜わる。そのほか、叙勲されて賜謁のときに、記念品をいただくくらいである。

☆ 戦後、再開された栄典制度と叙勲

前記の通り明治憲法では、「天皇ハ爵位勲章及ビ其ノ他ノ栄典ヲ授与ス」と規定されていた。したがって、戦前の栄典制度は授爵、叙位・叙勲を中心にして運用されてきた。

敗戦後は、従来のような叙位・叙勲をそのまま運用することは適当でなくなったので、まず、昭和21年5月、幣原内閣は閣議決定によって、文化勲章の授与と、外国人に対する叙勲を除き、生存者に対する叙位、叙勲を停止することにした。しかし翌22年5月3日から施行された日本国憲法は、それまで世襲的な階級栄典であった華族制度を否認したが、その他の栄典制度は認められることになった。政府は、日本国憲法の平和主義にそぐわない金鷄勲章および一部の従軍記章を廃止する措置をとり、その他の栄典についても、一応再検討を加えることにした。

昭和23年には、片山内閣が、栄典制度の根本的な改革検討を始めた。これを引き継いだ芦田内閣は、

「旧憲法と共に旧栄典制度を廃止、新憲法にふさわしい新栄典制度を確立しよう」という方針で、栄典法案を作り、これを第2回国会に提出した。この法案は、衆議院を通過して、参議院に送付されたが、同院において審議未了となった。

次の吉田内閣は、講和条約が発効するまで、この栄典法案には手をふれない方針をとったが、昭和27年、講和条約の発効とともに、新法案の再検討に着手し、第4次内閣の時、同年末の第15回国会に栄典法案を提出した。しかし、これも、衆議院の解散によって審議未了となった。

このように、戦後、栄典制度の改革は、遅々として進まなかった。しかし独立回復後の国情では、生存者（功労者）に対し、国家がなんらかの形で報いるのが適切と思われる事案が、次々と起り、ことに、昭和28年、各地に発生した大水害時等において救難、防災、復旧に挺身した多くの功労者に対して、勲章授与の必要性が痛感されるようになった。そこで、当時の吉田内閣(第5次)は、このような緊急に表彰を必要とする事案については、とりあえず、従来の制度の運用によって、勲章を授与し、表彰ができる道を開く措置を取ることとし、その旨の閣議決定を行なった。

さらに昭和30年1月、鳩山内閣(第1次)は、一方において褒章条例を改正して、黄綬褒章と紫綬褒章を新設し、栄典制度の運用を強化拡充するとともに、

他方において同年12月、「臨時栄典制度審議会」を設けて、栄典制度の改革を検討させた。翌31年3月には審議会の答案に基づき、栄典法案を作成し、これを第24回国会に提出した。しかしこの法案は、継続審議となり、次の第25回国会に持ちこされたが、審議未了となり成立しなかった。

続く石橋内閣（昭和31～32年）も、岸内閣（昭和32～35年）も、栄典制度の改革を検討したが、第26回国会以後には、法案は議会に提出されなかった。

池田内閣（昭和35～39年）もまた、前内閣の方針を踏襲することにしたが、生存者に対する叙勲が停止されてから、すでに十数年が経過し、国家の再建に特別な功労のあった人々に、これ以上叙勲、表彰を延引することは許されない状況になってきていた。同内閣は、栄典法案の立案を中止し、現行の栄典制度をそのまま活用しつつ、その運用を是正することで、新時代の精神をいかすこととし、昭和38年7月12日の閣議で、「生存者叙勲の開始について」の方針を決定した。同内閣がこのような方針を決定したのも、わが国の勲章制度が明治8年制定以来の伝統を持ち、戦後においても、すでに内外人1万数千人に対して叙勲が行なわれ、日本国民はもとより、諸外国人にも、非常に親しみをもたれているからであった。また諸外国の例をみても、勲章制度は、その歴史と伝統のうえに、国民の誇りと尊敬を集めて存在

しているのが普通で、たとえば、フランスのレジオン・ド・ヌール勲章はナポレオン一世がまだ皇帝の位につかない1802年に制定されたものである。その後いくたびかの政体の変更にもかかわらずそのまま制度として存続し、200年以上を経た今日でも、フランス人は、このレジオン・ド・ヌール勲章受賞を、非常な名誉としているので、わが国でも由緒ある勲章を維持して行くのが適当であると判断された。ただ運用にあたっては戦前のように、軍人や公務員に偏向することなく、国民のあらゆる領域の功労者を対象とするように務め、日本国憲法の精神に即した民主国家にふさわしい栄典制度の確立を期している。

[註] 日本国憲法第7条第7号によれば、栄典は天皇が内閣の助言と承認によって授与するものとされているが、日本国憲法第14条が次のように規定されていることに注意しなければならない。

[日本国憲法第14条]

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。華族その他の貴族の制度は、これを認めない。栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、

現にこれを有し、又は将来これを受け
る者の一代に限り、その効力を有する。

戦没者に対する叙勲について

政府（第3次池田内閣）は昭和39年1月7日の閣議で、今次の戦争で戦没した軍人、軍族約200万人に対し、叙位・叙勲を行う方針を決めた。これは、戦後の混乱により、戦時中から行なわれていた、戦没者に対する叙位・叙勲が途中で停止され、十分に処理されていなかったためである。生存者に対する叙勲が開始されるにあたって、この事態をそのまま放置することは、国の命ずるところに従って生命を捧げた戦没者に対して非礼であるばかりでなく、国の道義にもとることにもなるので、戦没者に対する叙位・叙勲を、できるだけ速やかに完了することとしたものである。この閣議決定に基づいて戦没者に対する叙勲手続が、都道府県および厚生省（現厚生労働省）を通じて、早急に進められることになり、同年4月25日の第1回の発令以来毎月一回発表が行われている。この事務は、その性質上、さらに急速に進められる必要があり、そのために各関係者の努力がはらわれている。

・昭和39年実施の生存者叙勲

昭和38年の「生存者叙勲の開始について」閣議決

定がなされ、翌39年（1964）4月21日にこれに基づく「叙勲基準」が閣議決定され、平成15年春の叙勲まで運用された。

・昭和39年実施の勲章・褒章等の種類

平成15年春の叙勲までは、大勲位に二階級、旭日章に九階級、宝冠章に八階級、瑞宝章に八階級、それに特殊なものとして文化勲章が単一級となっており、都合、五種類＝二八階級の勲章が授与されてきた。これを列記すると、次のようになる。

大勲位	菊花章頸飾	勲五等	双光旭日章
大勲位	菊花大綬章	勲五等	宝冠章
勲一等	旭日桐花大綬章	勲五等	瑞宝章
勲一等	旭日大綬章	勲六等	単光旭日章
勲一等	宝冠章	勲六等	宝冠章
勲一等	瑞宝章	勲六等	瑞宝章
勲二等	旭日重光章	勲七等	青色桐葉章
勲二等	宝冠章	勲七等	宝冠章
勲二等	瑞宝章	勲七等	瑞宝章
勲三等	旭日中綬章	勲八等	白色桐葉章
勲三等	宝冠章	勲八等	宝冠章
勲三等	瑞宝章	勲八等	瑞宝章
勲四等	旭日小綬章		文化勲章
勲四等	宝冠章		
勲四等	瑞宝章		

国家の栄典制度には、このほかに^{ほう}褒章、賜杯、記

章などが設けられている。

褒章には、紅綬、緑綬、黄綬、紫綬、藍綬、紺綬の六種類がある。賜杯というのは、勲等に叙するよりも、賜杯によることがふさわしいときに用いられる。記章からは、従軍記章が廃止された。

現在の日本の勲章制度は、明治初年に西洋の制度と様式にならって、その形式がととのえられたもので、その後、時代の推移に伴って、幾多の改革を加えられ、徐々にその体系化がはかられてきたのである。

・勲章の着用と服装

昭和38年の生存者叙勲の再開にともなって、昔の「勲章記章佩用心得」が廃止され、翌39年4月、第一回生存者叙勲の前に「勲章等着用規程」が告示された。

また、勲章等を着用する機会は「国、地方公共団体その他の公の機関の行なう式典には、勲章等を着用するを例とする」となっている。

服装の規定では、男子は燕尾服、女子はローブデコルテ、またはこれに相当する制服をたて前としているが、勲一等以上の勲章の副章のみ又は勲二等以下の勲章をつける際は、男子は紋付羽織袴、フロックコート、モーニングコート、またはこれらに相当する制服、女子は白襟紋付、ローブモンタント、またはこれらに相当する制服でよく、勲四等以下の勲

章、褒章または記章は、平服につけてもよいことになっていてる。

・勲章還納制度の廃止

勲章受章者が、新たに上級の勲章を授与され、その勲章が同じ種類の勲章の場合、さきに受章した下級の勲章は、賞勲局へかえすことになっていた。(勲記はかえさなくてもよい)

しかし昭和48年10月1日付を以て、この「勲章還納制度」は廃止され、上級勲章を授与されても下級勲章を賞勲局へ還納しなくてもよいことになった。

・勲章の返上

昭和20年12月7日勅令第699号「位、勲章等の返上の請願に関する件」が公布され「有位者又は勲章、記章もしくは褒章を有する者、特別の事情がある場合に於いてはその位又は勲章、記章、もしくは褒章の返上を請願することを得」と定められ、有勲者のうちで特別の事情がある場合は、返上を請願し許されることになった。

勲章を返上する場合は、返上願いに勲記、勲章等を添えて、内閣総理大臣宛に提出する。この請願がとりあげられたときは、本人に通知があると同時にあわせて官報に告示される。

勲章返上の例として、昭和43年4月29日に勲一等

瑞宝章を受章した衆議院議員池田正之輔氏が、受章後日本通運事件に関連して起訴されたため、勲章の返上を請願し、昭和43年7月16日この請願の件が許可されている。

また、復活後の叙勲にあたっては、叙勲の発令の前に本人に受章されるかどうか意向を内々に確かめるようだが、その段階で叙勲を辞退する人もいるようだ。

・勲章の^{ちだつ}褫奪

勲章の褫奪とは、勲章受章者が刑罰を受けたり、素行が悪かったりした場合に、その勲章をとりあげられることである。

勲章褫奪令（明治41年12月制定）によると、勲章受章者が、死刑、懲役または無期もしくは三年以上の禁固の刑に処せられたときは、執行猶予の場合を除き、その勲等をとりあげられたことにより、勲章、勲記、前に授与された勲章等すべて没収される。記章、褒章もこれに準じて没収され、外国勲章・記章は着用を禁止され、外国勲章佩用免許証は没収される。

以上の場合、無条件で勲章等をとりあげられるが、次の場合は情状によってとりあげられる。

- ①刑の執行を猶予されたとき
- ②三年未満の禁固に処せられたとき
- ③懲戒の裁判または処分により免職されたとき

④素行修まらず帯勲者としての面目を汚したとき
また、勲章受章者が、次の事項に該当する場合は、
その間、勲章をつけることはできない。記章、褒章
及び外国の勲章ももちろんつけることはできない。

①法令により拘禁され、または労役場に留置され
たとき

②保釈、責付、仮出獄の期間

③刑の執行猶予の期間

④三年未満の禁固に処せられ、刑の執行が終り、
勲章褫奪に関する決定があるまで。

⑤懲戒免職され、勲章褫奪に関する決定があるま
で。

☆ 平成15年秋・新栄典制度への改革

(平成14年8月7日閣議決定)
(平成15年5月20日閣議決定)

・新栄典制度の要旨

前記の通り、戦後の勲章、褒章等の栄典授与は、
昭和39年の閣議で決定、実施されたもので、現在、
日本国憲法第7条に基づき、内閣の助言と承認によ
り天皇が行う国事行為として実施されている。これ
らの我が国の勲章制度は、明治時代の初めに制定(明
治8年太政官布告第54号)されて以来130年余の伝統

を有するものであり、国家・公共に対する功労、あるいは社会の各分野における優れた行いを顕彰する重要な制度として定着しているが、21世紀を迎え、社会経済情勢の変化に対応したものが必要とされて来た。

そこで政府は、平成13年10月に小泉内閣総理大臣の懇談会である「栄典制度の在り方に関する懇談会」が取りまとめた報告書の趣旨を踏まえ、明治以来の伝統ある勲章等をも活用した上で、平成14年8月7日及び平成15年5月20日の閣議決定を経て、以下の改革を図ることとなった。

改革の要旨及び旧制度との相違点は概略次の通り。

【勲章】

- 1 勲章の数字による等級表示を廃止し、簡素化する。
- 2 旭日章及び瑞宝章は、現行の運用を改め功労の質的な違いに応じた別種類の勲章として運用する。
- 3 (瑞宝章) 公共的な業務に長年従事して功労を積み重ね、成績を挙げた者を顕彰する場合に授与する。
(旭日章) 功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者を顕彰する場合に授与する。
- 4 旭日章及び瑞宝章は、勲七等及び勲八等に相当する勲章の授与を廃止して、功労の大きさに応

じて6段階に整理し、名称を次の通りとする。

(旭日章) 旭日大綬章、旭日重光章、旭日
中綬章、旭日小綬章、旭日双光
章、旭日単光章

(瑞宝章) 瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝
中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光
章、瑞宝単光章

- 5 旭日章及び瑞宝章は、性別にかかわらず国家又は公共に対する功労を等しく評価し、男女に共通して授与する。
- 6 勲一等旭日桐花大綬章は、旭日大綬章及び瑞宝大綬章を授与されるべき者のうち功績又は長年にわたる功労が特に優れているものに授与する勲章とし、名称を「桐花大綬章」に改める。
- 7 候補者の選考に当たっては、公務部門・民間部門のいずれであるかを問わず、国家又は公共に対する功労を等しく評価し、受章者が公務部門の功労者に偏ることなく適正なバランスとなるよう努める。また、上位勲章における官民の受章者数の不均衡に留意し、上位勲章の運用を見直すとともに、民間の功労者の適正な評価に努める。
- 8 自己を犠牲にして社会に貢献した者等に配慮し、以下の措置を行う。

敢精神的、肉体的に労苦の多い環境の下で業務に

精励している人々など、人目に付きにくい分野の受章者数の増加に努める。

柑春秋叙勲とは別に、警察官、自衛官など著しく危険性の高い業務に精励した者を対象とする叙勲の種類を設け、これらの業務分野における受章者数を増やすことにより、受章年齢の引下げを図る。また、生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者の功労をより高く評価するとともに、民間人が生命身体を犠牲にして公共のための行為を行った場合にも、適正な評価を行う。

- 9 功労の評価に当たっては、特定の職の在職期間等外形的な事実のみによることなく、候補者が果たした職責あるいは具体的な業績の内容に着目して行う。
- 10 上記の改革を実施するため、新たな勲章の授与基準を閣議で決定し、公表する。社会経済情勢や国民の価値観の変化に応じた基準の適正な運用に努める。
- 11 宝冠章は特別な場合に用いられる勲章として存続させるものとし、勲七等及び勲八等に相当する勲章の授与を廃止して区分を6段階に整理するとともに、名称を次のとおりとする。

宝冠大綬章、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章

- 12 旭日章及び瑞宝章の運用の改革に伴い、瑞宝重光章（従前の勲二等瑞宝章）に新たに副章を設けるなど、両勲章の制式における扱いを統一する。

【褒章】

褒章については、社会の各分野における優れた事績、行いを顕彰するものとして、年齢にとらわれることなく速やかに顕彰することを基本とし、次に掲げるような運用の改革を進め、積極的に活用する。

- 1 （緑綬褒章）従来運用されていなかった。ボランティア活動などで顕著な実績のある個人等に授与する。
- 2 （紅綬褒章）自己の危難を顧みず人命救助に取り組んだ者に対して、授与の要件を緩和して、幅広く授与する。
- 3 （黄綬褒章）第一線で業務に精励している者で、他の模範となるような技術や事績を有するものを対象とし、受章者数の増加を図る。
- 4 （藍綬褒章）公衆の利益を興した者に対して授与する。選考に当たっては、他の模範となるような優れた業績が認められる者を対象とする。また、従来共同の事務とされている分野について運用の見直しを行い、勲章の対象との関係を整理する。

- 5 (紫綬褒章) 年齢制限を撤廃し、科学技術分野における発明・発見や、学術及びスポーツ・芸術分野における優れた業績等に対して、速やかに表彰する。

【その他】

- 1 各府省、地方公共団体における候補者の選考に当たって、一般からの推薦も受け付けるものとする。
- 2 国際的な災害救助活動などに参加した者に対して、その事績を表彰するため、記章等を活用することについても検討する。

・勲章の授与基準

(平成15年5月20日閣議決定)

勲章は、別に定める場合を除き、この基準に従って授与するものとする。

第一 基本的事項

- 1 勲章は、国家又は公共に対し功労のある者を広く対象として、その功労の質的な違いに応じて旭日章又は瑞宝章のいずれかを授与するものとする。
- 2 旭日章は、社会の様々な分野における功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者を表彰する場合に授与するものとし、第二(授与基準)第1項第3号に掲げる職にあつて顕著な功績を挙げた者を表彰する場合のほか、次の各号に掲げる者を表

彰する場合に授与するものとする。ただし、長年にわたり積み重ねられた功労を主たる功労とする者を表彰する場合を除く。

敢 国際社会の安定及び発展に寄与した者

柑 適正な納税の実現に寄与した者

桓 学校教育又は社会教育の振興に寄与した者

棺 文化又はスポーツの振興に寄与した者

款 科学技術の振興に寄与した者

歛 社会福祉の向上及び増進に寄与した者

汗 国民の健康又は公衆衛生の向上及び増進に寄与した者

漢 労働者の働く環境の整備に寄与した者

澗 環境の保全に寄与した者

漚 農業、林業、水産業、商業、鉱業、工業、情報通信業、建設業、不動産業、金融・保険業、サービス業等の業務に従事し、経済及び産業の発展を図り公益に寄与した者

環 弁護士、公認会計士、弁理士等の業務に従事し、公益に寄与した者

甘 新聞、放送その他報道の業務に従事し、公益に寄与した者

監 電気事業、ガス事業、運輸事業等の公益的事業に従事し、公衆の福祉の増進に寄与した者

看 前各号に掲げる者以外の者であって、公益に寄与したもの

3 瑞宝章は、国及び地方公共団体の公務又は次の各号に掲げる公共的な業務に長年にわたり従事して功労を積み重ね、成績を挙げた者を表彰する場合に授与するものとする。

敢 学校において教育又は研究に直接携わる業務

柑 各種施設において社会福祉に直接携わる業務

榎 医療又は保健指導に直接携わる業務

棺 調停委員、保護司、民生委員など国又は地方公共団体から委嘱される業務

款 著しく危険性の高い業務

欽 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境における業務

汗 前各号に掲げるもののほか、人目に付きにくい分野における業務

4 旭日章又は瑞宝章のいずれの勲章を授与するか
の決定は、主たる功労がいずれに該当するかにより行うものとし、授与すべき具体の勲章は、その者の功労全体を総合的に評価して決定するものとする。

前項に掲げる業務に長年にわたり従事した者が、その業務に継続して、又はその業務に関連して旭日章の対象となる顕著な功績を挙げた場合においても、瑞宝章を授与するものとする。

5 第二（授与基準）第1項第3号から第5号まで並びに第2項第3号及び第4号の規定にかかわらず

ず、特に著しい功労のある者に対しては、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

旭日大綬章又は瑞宝大綬章を授与されるべき功労より優れた功労のある者に対しては、第1項の規定にかかわらず、桐花大綬章又は大勲位菊花大綬章を特に授与することができるものとする。

第二 授与基準

1 旭日章の授与基準

敢 旭日章は、旭日大綬章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章又は旭日単光章のいずれかを授与するものとする。この場合において授与する勲章は、功績内容の重要性及び影響の大きさ、その者の果たした責任の大きさ等について評価を行い、特に高く評価される功績を挙げた者に対しては旭日重光章以上、高く評価される功績を挙げた者に対しては旭日小綬章以上、その他の者に対しては旭日単光章以上とする。

柑 前号の功績の評価に当たっては、その者の果たした職務の重要度等の客観的指標を考慮して適正に調整するものとする。

榎 次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とする。
なお、その者の功績全体を総合的に評価して、

旭日単光章、旭日双光章又は旭日小綬章
オ 都道府県議会議員、市議会議員又は特別区
の議会議員の職にあつて顕著な功績を挙げた
者 旭日単光章、旭日双光章、旭日小綬章又
は旭日中綬章

町村議会議員の職にあつて顕著な功績を挙
げた者 旭日単光章又は旭日双光章

棺ア 職種別、業種別の団体その他の公益性を有
する各種団体の役員（以下「団体役員」という）
を務め公益に寄与した者の功績の評価に当たっ
ては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案し
て行うものとする。

契 その者の当該団体における役割及び活動内
容

形 当該団体の活動の範囲、重要性及び与える
影響の大きさ

径 その他特に考慮すべき事項

イ 団体役員のうち、次の各号に掲げる者に対し
て授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げる
ものを標準とする。なお、その者の功績全体を
総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検
討することができるものとする。

契 全国の区域を活動範囲としている団体のう
ちその活動が重要であり、かつ、影響が大きい
ものの長として顕著な功績を挙げた者 旭

日中綬章又は旭日重光章

形 全国の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日小綬章又は旭日中綬章

径 都道府県の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長として顕著な功績を挙げた者 旭日小綬章

恵 都道府県の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章

慶 全国又は都道府県の区域を活動範囲としている団体の役員（長を除く）として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章

慧 市町村の区域を活動範囲としている団体のうちその活動が重要であり、かつ、影響が大きいものの長として顕著な功績を挙げた者 旭日双光章

憩 市町村の区域を活動範囲としている団体の長として顕著な功績を挙げた者 旭日単光章

款ア 企業の経営者として経済社会の発展に寄与した者の功績の評価に当たっては、次の各号に掲げる事項を総合的に勘案して行うものとする。

契 その者の当該企業における経営責任の大きさ

形 その者の当該企業における業績伸張、経営効率化及び技術開発に果たした役割

径 その者の業界団体役員等として産業振興等に果たした役割

恵 当該企業の経済界、産業界及び地域社会における貢献

慶 当該企業の環境保全、文化芸術、社会福祉、国際交流等における貢献

慧 その他特に考慮すべき事項

イ 次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とする。なお、その者の功績全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

契 経済社会の発展に対する寄与が極めて大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日重光章

形 経済社会の発展に対する寄与が特に大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日中綬章

径 経済社会の発展に対する寄与が大きい企業において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日小綬章又は旭日中綬章

恵 契から径までに掲げる者のほか、国際的に高い評価を得た企業、技術が特に優秀な企業

等において経営の最高責任者として顕著な功績を挙げたもの 旭日双光章又は旭日小綬章

2 瑞宝章の授与基準

敢 瑞宝章は、瑞宝大綬章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章又は瑞宝単光章のいずれかを授与するものとする。この場合において授与する勲章は、その者の果たした職務の複雑度、困難度、責任の程度等について評価を行い、特に重要と認められる職務を果たし成績を挙げた者に対しては瑞宝重光章以上、重要と認められる職務を果たし成績を挙げた者に対しては瑞宝小綬章以上、その他の職務を果たし成績を挙げた者に対しては瑞宝単光章以上とする。

柑 瑞宝章の授与は、形式的な職務歴により等しく行うものではなく、他の模範となる成績を挙げた者に対象を限り行うものとする。

榎 一般行政事務に長年従事し成績を挙げた者のうち次の各号に掲げる者に対して授与する勲章は、それぞれ当該各号に掲げるものを標準とし、その他の者に対してはこれらの者との均衡を考慮して相当と認められる勲章を授与するものとする。なお、その者の功労全体を総合的に評価して、より上位の勲章の授与を検討することができるものとする。

ア 事務次官の職を務めた者 瑞宝重光章
イ 内部部局の長の職を務めた者 瑞宝中綬章
ウ 本府省の課長の職を務めた者 瑞宝小綬章
棺 一般行政事務以外の国又は地方公共団体の公務等に長年従事し成績を挙げた者に対しては、前号に準じて相当と認められる勲章を授与するものとする。

款 勲章の授与に必要とされる職務従事期間は、その職務の重要度等を考慮し、適正に調整するものとする。

第三 緊急に勲章を授与する場合

次の各号の一に該当する者に対しては、その功績の内容等を勘案し相当の旭日章を緊急に授与するものとする。

敢 風水害、震火災その他非常災害に際し、身命の危険を冒して、被害の拡大防止、救援又は復旧に努め、顕著な功績を挙げた者

柑 身命の危険を冒して、現行犯人の逮捕等犯罪の予防又は鎮圧に顕著な功績を挙げた者

桓 生命の危険を伴う公共の業務に従事し、その職に殉じた者

棺 その他特に顕著な功績を挙げて、緊急に勲章を授与することを必要とする者

附 則

1 皇族及び外国の君主、大統領、外交使節等に対

する勲章の授与については、従前の例によるものとする。

- 2 文化勲章を授与された者に対しては、その授与に当たり評価された功績をもって、この基準による勲章は授与しないものとする。
- 3 功労を表彰する方法として、勲章を授与することより、銀杯又は木杯を授与することがふさわしいと認められる者には、勲章に代えて銀杯又は木杯を授与することができるものとする。
- 4 叙勲基準（昭和39年4月21日閣議決定）は、廃止する。

・危険業務従事者叙勲受章者の選考手続について

（平成15年5月20日閣議了解）

「栄典制度の改革について」（平成14年8月7日閣議決定）に基づき、春秋叙勲とは別に行う危険業務従事者叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下同じ。）の受章者の選考は、次の手続によるものとする。

- 1 危険業務従事者叙勲において授与される勲章の受章者の予定数は、毎回おおむね3,600名とし、毎年、4月29日及び11月3日に発令するものとする。
- 2 総務大臣、法務大臣、国土交通大臣、防衛大臣及び国家公安委員会委員長（以下「関係大臣」という。）は、著しく危険性の高い業務に精励した者

のうちから、国家又は公共に対する功労のある55歳以上の者を選考し、毎回、危険業務従事者叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。

- 3 関係大臣が2により候補者を選考する場合において、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者及び昭和39年以降の春秋叙勲又は平成15年以降の危険業務従事者叙勲により勲章を既に受章している者については、原則としてその対象としないものとする。
- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類提出は、4月発令の危険業務従事者叙勲にあつては前年の10月15日までに、11月発令の危険業務従事者叙勲にあつてはその年の4月15日までに行うものとする。
- 6 内閣総理大臣は2により推薦された候補者について審査を行い、危険業務従事者叙勲における勲章の授与について閣議の決定を求める。

・褒章受章者の選考手続について

（平成15年5月20日閣議了解）

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）により表彰される者のうち、毎年の春秋褒章において授与される褒章の受章者の選考は、次の手続によるものと

する。

なお、特別の場合において内閣総理大臣が必要と認めるときにはこの限りではない。

- 1 毎年の春秋褒章において授与される褒章は、紅綬、緑綬、黄綬、紫綬及び藍綬の各褒章（褒状を含む。以下「褒章」という。）とする。
- 2 褒章の受章者の予定者数は、毎回おおむね800名とし、春にあつては4月29日に、秋にあつては11月3日に発令するものとする。
- 3 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長は、春秋褒章候補者を内閣総理大臣に推薦するものとする。
- 4 3の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の褒章にあつては前年の11月15日までに、秋の褒章にあつてはその年の5月15日までに行うものとする。
- 6 内閣総理大臣は、3により推薦された候補者について審査を行い、褒章の授与について閣議の決定を求める。

・春秋叙勲候補者推薦要綱

(平成15年5月16日 内閣総理大臣決定)
(平成15年5月20日 閣議報告)

- 1 春秋叙勲において授与される勲章（杯を含む。以下「勲章」という。）の受章者の予定数は、毎回おおむね4,000名とする。
- 2 衆議院議長、参議院議長、国立国会図書館長、最高裁判所長官、内閣総理大臣、各省大臣、会計検査院長、人事院総裁、宮内庁長官及び内閣府に置かれる外局の長（以下「各省各庁の長」という。）は、次の敢又は柑に掲げる者（日系一世である者を含む。）のうちから、国家又は公共に対する功労のある者を選考し、毎回、春又は秋の叙勲候補者（以下「候補者」という。）として内閣総理大臣に推薦するものとする。
 - 敢 70歳以上の者
 - 柑 55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの
 - ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者
 - イ 人目につきにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者
- 3 各省各庁の長が2により候補者を選考する場合において、その功労となる活動が日本国憲法の施行の前で終わっている者については原則として

その対象としないものとし、昭和39年以降の春秋叙勲又は平成15年以降の危険業務従事者叙勲により勲章を受章した者についてはその者がその後抜群の功労を挙げ、かつ、さきに勲章を受章した後の経過年数が原則として7年以上であるもの限りその対象とすることができるものとする。

- 4 2の推薦を行うに当たっては、あらかじめ、文書により内閣府賞勲局に協議するものとする。
- 5 4の協議に関する書類の提出は、春の叙勲にあつては前年の12月26日までに、秋の叙勲にあつてはその年の6月30日までに行うものとする。

附 則

春秋叙勲候補者推薦要綱（平成2年12月12日内閣総理大臣決定）は、廃止する。

・春秋叙勲の候補者としてふさわしい者の推薦要綱

（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）

1 趣旨

春秋叙勲の候補者の選考に当たり、人目に付きにくい分野において真に功労のある者及び多数の分野で活躍し総合的に評価すれば国家又は公共に対する功労の大きな者等を把握するため、一般からの推薦を受け付けるものとする。

2 推薦者

敢 20歳以上の者。

柑 推薦者は、自ら及び自らと二親等内の親族関係にある者を春秋叙勲の候補者としてふさわしい者（以下「被推薦者」という。）として推薦することはできない。

3 被推薦者

次の①又は②に該当する者で、国家又は公共に対し功労のある者とする。

① 70歳以上の者

② 55歳以上の者で次のア又はイに該当するもの

ア 精神的又は肉体的に著しく労苦の多い環境において業務に精励した者

イ 人目に付きにくい分野にあって多年にわたり業務に精励した者

ただし、その功労となる活動が日本国憲法の施行の日前で終わっている者、昭和39年以降の春秋叙勲により勲章を既に受章している者及び功労が公務員としての功労に限られている者については、被推薦者とししない。

4 推薦方法

推薦書及びその推薦に賛同する者2名の賛同書の提出によるものとする。

推薦書及び賛同書は、それぞれ別記様式第1及び別記様式第2によるものとする。

5 賛同者

敢 20歳以上の者。

柑 賛同者は、被推薦者及び推薦者と二親等内の親族関係にないものとする。

6 推薦先

内閣府賞勲局

7 推薦時期

一般からの推薦は、常時受け付けるものとする。

8 一般からの推薦後の手続

敢 内閣府賞勲局は、被推薦者が春秋叙勲の候補者として適当であるか否かについて、各府省の調査を踏まえ各府省と協議の上検討を行うものとする。

柑 内閣府賞勲局は、前号の検討の結果候補者として適当であるとされた者の推薦について、当該者の主たる功労に関係する府省と調整を行うものとする。

榎 関係府省は、前号の調整が終了した場合においては、その後の推薦手続を春秋叙勲候補者推薦要綱（平成15年5月16日内閣総理大臣決定、同年5月20日閣議報告）にのっとり行うものとする。

・新栄典制度による勲章の種類

新栄典制度により平成15年秋の叙勲から勲章の種類及び段階は大きく変わった。数字による等級表示

がなくなり、従来の27段階から9段階に整理された。

「大勲位」の2段階は変わりなく、「桐花大綬章」は1段階。「旭日章」と「瑞宝章」は序列差が無くなりそれぞれに6段階。特別な場合に授与される勲章として、6段階の「宝冠章」がある。ほかに特殊なものとして文化勲章が単一級となっている。これを列記すると、次のようになる。

大勲位菊花章頸飾

大勲位菊花大綬章

桐花大綬章

旭日大綬章

瑞宝大綬章

宝冠大綬章

旭日重光章

瑞宝重光章

宝冠牡丹章

旭日中綬章

瑞宝中綬章

宝冠白蝶章

旭日小綬章

瑞宝小綬章

宝冠藤花章

旭日双光章

瑞宝双光章

宝冠杏葉章

旭日単光章

瑞宝単光章

宝冠波光章

文化勲章

新栄典制度でも、このほか前記の賜杯（勲章を授与することより、銀杯又は木杯を授与することがふさわしいと認められる者に授与）、褒章（紅綬、緑綬、黄綬、紫綬、藍綬、紺綬の6種類）、及び記章がある。

・新栄典制度による勲章等の着用と服装

「勲章等着用規程」(昭和39年総理府告示第十六号)の一部が、平成15年5月1日内閣府告示第十一号に

より次の通り改正告示された。

但し、勲章等を着用する機会については、「国、地方公共団体その他の公の機関の行なう式典には、勲章等を着用するを例とする」と変わっていない。

1 服装の規定では、男子は燕尾服、婦人はローブデコルテ、またはこれらに相当する制服をたて前としているが、大勲位菊花章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章若しくは瑞宝大綬章の副章のみ、宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章、旭日重光章、旭日中綬章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章、瑞宝重光章、瑞宝中綬章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章、瑞宝単光章、若しくは文化勲章、褒章又は記章を着用する場合は、男子は紋付羽織袴、フロックコート、モーニングコート、またはこれらに相当する制服、婦人は白襟紋付、ローブモンタント、またはこれらに相当する制服でよく、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、宝冠波光章、旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章若しくは瑞宝単光章、褒章又は記章は、平服につけてもよいことになっている。

2 大勲位菊花章頸飾

頸飾を頸にかけ、菊花章が喉下にくるようにつけて、副章を上着の左胸につける。併せて、大綬をつける場合は、大勲位菊花大綬章はつけず桐花大綬章をつけることになる。桐花大綬章の副章は左胸に菊

花章の副章の下につける。

3 大勲位菊花大綬章、宝冠大綬章、桐花大綬章、旭日大綬章、瑞宝大綬章の正章は、大綬がついており、服装は男子は燕尾服、婦人はローブデコルテになる。

燕尾服の場合、上着の下に大綬を右肩から左脇下にかけて、正章が左腰の上着のきれ目に出るようにつける。副章は上着の左胸につける。

ローブデコルテの場合、大綬を右肩から左脇下にかけて、正章が左の腰のあたりにくるようにつけて、副章を左胸につける。

この項の勲章は、場合によっては副章のみをつけることができる。

4 旭日重光章及び瑞宝重光章の正章は、右胸につける。この両勲章は、それぞれ旭日大綬章、瑞宝大綬章の副章と同じであり、左胸につけると大綬章の副章となる。

又、この両勲章共に中綬のついた副章（旭日中綬章及び瑞宝中綬章と同じ）がついており、中綬を頸にかけて、勲章が喉の下にくるようにつける。これらの副章は場合によってはつけなくてもよい。

5 宝冠牡丹章、宝冠白蝶章、宝冠藤花章、宝冠杏葉章、及び宝冠波光章は蝶結びの綬がついており、これを左胸につける。

6 旭日中綬章及び瑞宝中綬章は、中綬がついてお

り、これを頸にかけ、勲章が喉の下にくるようにつける。

7 旭日小綬章、旭日双光章、旭日単光章、瑞宝小綬章、瑞宝双光章、及び瑞宝単光章は小綬がついており、これを左胸につける。

8 左胸に着用する勲章、褒章及び記章をあわせてつける場合には、勲章、褒章、記章の順序でつける。

9 二種以上の勲章をあわせてつける場合には、後に授与された勲章を、前に授与された勲章の上位につける。

10 二種以上の褒章又は二種以上の記章をあわせてつける場合には、それぞれ授与された順序につける。

11 外国の勲章等の着用方法（省略）

12 平成15年5月1日内閣府告示第九号の略綬略章着用規程（省略）

☆ 勲章や略綬の修理について

○勲章の破損、紛失、焼失、修理等については

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府賞勲局総務課 直通
(03) 3581-6536

○勲章についている綬の修理及び略綬については

〒105-0003 東京都港区西新橋2-13-4
中村勲章サービス (03) 3501-3943

○勲章を納める塗り箱の修理は

〒103-0027 東京都中央区日本橋 1—2—6
(国分ビル 2F)
黒江屋漆器店 (03) 3272-0948